

福井県議会議長 畑 孝幸 様

関西電力高浜原子力発電所1・2号機及び美浜原子力発電所3号機の
運転再開に関する陳情書

提出者

老朽原発40年廃炉訴訟市民の会

愛知県名古屋市中区丸の内2丁目18-22 三博ビル5F

名古屋第一法律事務所内

共同代表 草地 妙子 茶畑 和也

【陳情の趣旨】

関西電力高浜原子力発電所1・2号機及び美浜原子力発電所3号機の運転再開について福井県議会として同意しないでください。

【理由】

私たち「老朽原発40年廃炉訴訟市民の会」は、関西電力高浜原子力発電所1・2号機及び美浜原子力発電所3号機（以下、本件原発という）の運転期間延長認可取り消しを求める訴訟（名古屋地方裁判所）の原告とサポーターによる市民団体です。会員は600名以上で、原告には高浜町や美浜町の住民や福井県民を始め、関西、中部そのほか全国各地から参加しています。東京電力福島第一原発事故で避難を余儀なくされた方も原告となり、私たちのような被害を二度と出さないでほしいと訴えています。同事故で最初にメルトダウンした1号機は、約2週間後の3月26日に運転開始40年を迎える老朽原発でした。

◆関西電力の安全軽視の姿勢は未だ変わっていないこと

関西電力は一昨年、金品不正受領問題の発覚により旧経営陣が一斉に辞任するという前代未聞の不祥事を起こしました。しかし、コンプライアンスや安全感覚の欠如は経営陣に限らず、技術部門において今も依然として続き、体質は変わっていません。

昨年8月末に判明した大飯原発3号機の加圧器スプレー系配管のひび割れ問題で関西電力は、配管を取り替えずに済むように、ひび割れの進展予測を13ヶ月で計算すべきところ12ヶ月にしてごまかし、原子力規制委員会すら欺いて、当該配管を取り替えずに運転再開しようとしていました。しかし、非公開面談3回で埒があかず、公開会合5回を経ても安全性を証明できなかつたため、結局配管を取り替えざるをえなくなったのです。

美浜原発3号機では、2004年8月9日、運転中に二次冷却系配管が破断して高温・高圧の熱水が蒸気となって噴出し、定期検査の前倒しで作業をしていた下請け作業員を直撃、5名死亡、6名重傷という大惨事が起きています。原因は、検査すべき配管箇所を把握しながら先送りして配管の減肉、つまり老朽化を見逃したことに加え、運転中に定期検査の作業を進めて検査期間を短縮するという安全よりも経済性優先の経営方針です。関西電力の安全軽視の姿勢は未だ変わっておらず、老朽化した本件原発を操業することに大きな不安を感じざるをえません。

◆国の原子力規制の信頼性が揺らいでいること

原子力規制委員会は、前項で述べた大飯原発3号機のことでは関西電力に厳しく対応しましたが、必ずしも電力会社の不正や対策不備に全て対応するとは限りません。もとより原子力規制委員長自らが（許認可は）原発の安全性を保証するものではない旨明言しているうえ、当訴訟においても、原子力規制委員会のずさんな審査が次々と明らかになっています。

◇原子炉容器の劣化について評価の基礎となる原データを示さないこと

老朽化の問題について、取り替えのできない原子炉容器の劣化を調べる評価では、原子力規制委員会は監視試験片(原子炉容器に同じ鋼材の試験片を入れておいて、中性子を浴びてどのくらい脆くなったかを定期的に取り出して試験をする)の原データを確認もせず、関西電力の評価結果をうのみにして認可していたことが当訴訟における国の回答により判明しました。〈別紙資料1〉

この原データは、脆性遷移温度(金属が一定の温度以下になると粘り強さを失って脆くなる境界の温度)評価の基礎となりますが、国と関西電力は裁判でもこの公開を頑なに拒んでいます。特に高浜原発1号機では関西電力の評価でも脆性遷移温度が99°Cと最も高く、美浜原発3号機も57°Cまで高まっており、同様かこれ以上になった原発で稼働しようとしているのは他には関西電力の高浜原発4号機だけです。他の原発はすべて廃炉が決定しています。

裁判では、脆化の予測式など評価手法の信頼性への疑義も主張しており、この温度でも安全性が確保できるか疑問が残ります。特に美浜原発3号機は耐震安全性に係る評価が厳しいことから、配管破断等によって緊急に炉心を冷却する必要に迫られる可能性も高いため、この問題は無視できません。

◇基準地震動を過小評価していること

また、基準地震動についても過小評価であると指摘されています。

この基準地震動策定において昨年12月4日に大阪地方裁判所が、地震動審査ガイドで求められている経験式の有するばらつきの考慮がされていないのは違法として、大飯原発3・4号機の設置変更許可の取り消しを命じる判決を出しました。

国は基準地震動策定において、不確かさを考慮しているからばらつきは考慮しなくていいとしていますが、大阪地裁は東京電力福島第一原発事故後に、不確かさとは別に加えられたばらつきの考慮を求めるガイドの規定の意義を重視し、国の主張を退けました。基準地震動策定においてばらつきが考慮されていないのは本件原発も同じで、この大阪地裁の訴訟の原告は、ばらつき=例えば1標準偏差分を考慮すると、美浜原発の基準地震動は現行993ガルが1330ガルに、高浜原発は現行700ガルが1100ガルに跳ね上がると試算しています。

さらに地震の評価に関しては、地盤の三次元探査をしないことが許されるような均質・水平な地質構造は関西電力のデータには見られないにもかかわらず、新規制基準で求められている三次元探査を関西電力は行っていません。原子力規制委員会がこれを容認していることは言語道断です。

◇熊本地震のような繰り返しの揺れに対応できていないこと

原発の重要施設は基準地震動の揺れに耐えられる設計であることが求められていますが、塑性変形(元に戻らない変形)が生じることは許容されています。設置許可規則の「解釈」は、基準地震動の揺れを受けて「塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないこと」としています。その基準地震動の揺れの想定は1回分です。熊本地震のように複数回強い揺れに見舞われることは考慮されていません。

基準地震動に近い揺れを受けて塑性ひずみが残った場合、それらを漏れなく点検して完全に修復できないうちに、再度揺れに襲われると、すでに耐震性能が低くなっているため、基準地震動に満たない揺れでも施設に損壊が生じてしまう恐れがあります。この問題の重要性については過去に国の専門委員会でも指摘されていたにも関わらず、審査では不問にされています。

この他にも、電気ケーブルの健全性の問題や、大山火山による火山灰の影響評価での過小評価の問題など、裁判では60以上の争点を提起してきました。以上のように、本件原発の安全性については疑義が多く、関西電力や原子力規制委員会の姿勢からもその懸念が払拭できません。

貴議会におかれましては、どうか関西電力や国からの情報をうのみにせず、地元住民を含む全国の市民が抱えるこれらの懸念を置き去りにしたまま、本件原発の運転再開を認めることのないようお願いいたします。